

告 示

埼玉県告示第千三十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

清水 泰輔	木村 民藏	吉田 和彦	川原 英夫	柳田 泰	船山 いずみ	清水 良泰	医師の氏名
じん臓機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	肢体不自由	視覚障害	じん臓機能障害	肢体不自由	指定障害区分
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	医療法人社団鴻愛会こうのす共生病院	社会医療法人東明会原田病院	医療法人社団柳田眼科	青木中央クリニック	医療法人彩清会清水病院	医療機関の名称
熊谷市板井千六百九十六	所沢市若狭二―千六百七十一	鴻巣市本町六―五―十八	入間市豊岡一―十三―三日	行田市中央四―十二	四 川口市柳崎三―七―二十四	秩父郡皆野町大字皆野千三百九十一―二	医療機関の所在地
平成三十年七月一日	平成三十年六月一日	平成三十年五月一日	平成三十年三月三十一日	平成三十年三月三十一日	平成三十年二月一日	平成二十九年三月二十七日	辞退年月日

勝岡
洋治

じん臓機能障害

医療法人熊谷総合病院

熊谷市中西四―五―一

日 平成三十年八月三十一